南房総市看護師等修学資金貸付制度のしおり

この制度は、将来、安房郡市内で看護師または准看護師（以下看護師等という）として従事しようとする方に対して修学資金を貸し付け、地域における看護師等の確保を図ることを目的としています。

貸し付け終了後に借り受けた修学資金の全額を市に返還していただきます。ただし、一定の条件を満たした場合は、返還の猶予やその一部または全部が免除になります。

貸し付けを希望される方はこの制度の趣旨をよくご理解いただき、免除事由に該当しない場合は返還となる負担を考えた上で、卒業後の進路を十分検討してから申請してください。

南房総市

２０２５年4月

目次

南房総市看護師等修学資金貸付制度の概要　……1

申請・届出に必要な書類一覧、手続き　……3

その他の手続き一覧　……4

南房総市看護師等修学資金貸付制度ご利用の流れ　……5

Q&A　……6

〇南房総市看護師等修学資金貸付基金条例

〇南房総市看護師等修学資金貸付基金条例施行規則

〇南房総市看護師等修学資金貸付基金条例様式

南房総市看護師等修学資金貸付制度の概要

１貸付対象者
次のすべての要件を満たす方が対象です。
（１）安房郡市内で看護師等の業務に従事する意思があること
（２）看護師、准看護師を養成する大学、学校又は養成所に在学していること
（３）本人又はその親、配偶者、２親等内の親族が、１年以上本市に住所を有していること

２貸付金額
月額２万円以内の額（２万円、１万円）

３貸付期間
貸付決定の月から養成施設の正規の修学期間の終了する月まで。
※申請月が４月以外の月であるときは、３月前の月（前年度を除く）

４貸付方法
原則として、毎月１５日に定額を預金口座に振り込みます。

５貸付申請
看護師等修学資金貸付申請書に以下の書類を添えて申請すること。
（１）誓約書
（２）保証書
（３）連帯保証人の印鑑登録証明書
（４）在学証明書
（５）看護師等修学資金貸付基金振込口座依頼書

６連帯保証人
申請には連帯保証人が２名必要です。
連帯保証人は、成年でそれぞれが独立した生計を営む者とします。
申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち１名を親権者または後見人としなければなりません。

７貸付の決定
市長は、修学資金の貸し付けの可否を決定し、申請者に通知します。

８現況報告
借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで毎年３月３１日現在の状況を報告しなければなりません。

９返還の免除
借受人が一定の要件を満たした場合、修学資金の返還債務の一部ま

たは、全部を免除します。

（１）養成施設を卒業後、市内の医療機関又は安房地域医療センターで継続して看護師等の業務に従事した期間が貸付期間に達したとき　⇒全額免除

（２）養成施設を卒業後、安房郡市内（南房総市及び安房地域医療センター以外）の医療機関で看護師等の業務に従事した期間が貸付期間に達したとき　⇒半額免除

（３）前記の業務期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき⇒全額免除

１０返還

借受人が次の事由に該当するときは、修学資金の返還が必要となります。

（１）修学資金の貸付の決定が取り消されたとき

（２）養成施設を卒業した後、１年２月以内に看護師等の免許を取得しなかったとき

（３）養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後、直ちに安房郡市内において看護師等の業務に従事しなかったとき

１１返還の猶予

次の場合は、返還が一定期間猶予されます。

（１）養成施設に在学しているとき

（２）本市内、安房郡市内（本市を除く）に看護師等として従事しているとき

（３）養成施設が指定する場所において看護師等の業務に従事しているとき

（４）災害、疾病、育児休業等その他やむを得ない事由があると認められるとき

１２遅延利息

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ年１４．６％の割合をもって計算した延滞利息を返還すべき修学資金の額に加算して支払わなければなりません。

申請・届出に必要な書類一覧

以下に該当する事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。※状況により他の書類も必要な場合があります。

○申請の手続き

主な事由	主な必要な書類
貸付申請	・看護師等修学資金貸付申請書（第１号様式） ・誓約書（第２号様式） ・保証書（第３号様式） ・連帯保証人の印鑑登録証明書 ・在学証明書 ・看護師等修学資金貸付基金振込口座依頼書

○在学中の手続き

主な事由	主な必要な書類
毎年３月３１日現在の状況について報告するとき	・現況報告書（第２０号様式） ・在学証明書
修学資金の貸付を辞退しようとするとき	・辞退届（第６号様式） ・看護師等修学資金返還届
退学したとき	・退学届（第５号様式） ・看護師等修学資金返還届
休学、留年、停学、長期欠席となったとき	・休学届（第７号様式） ・留年届（第８号様式） ・停学届（第９号様式） ・長期欠席届（第１０号様式）
復学したとき	・復学等届（第１４号様式）

○卒業後の手続き

主な事由	主な必要な書類
養成施設を卒業し免許を取得し就業するとき	・現況報告書（第２０号様式） ・就業証明書 ・看護師等試験の合格証明書等合格がわかる書類の写し ・看護師等修学資金返還猶予申請書（第１６号様式）
返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年３月３１日現在の状況について報告するとき	・現況報告書（第２０号様式） ・就業証明書
貸付期間に相当する期間、業務に従事し、返還の免除をうけようとするとき	・看護師等修学資金返還免除申請書（第１８号様式） ・就業証明書
安房郡市外で就業したとき	・看護師等修学資金返還届

看護業務に就かなかったとき 卒業後１年２月以内に免許を取得できなかったとき	・看護師等修学資金返還届 ・身上等変更届（第１１号様式） ・現況報告書（第２０号様式）
就業場所を異動したとき 就業場所を退職したとき	・退職証明書及び再就業先の就業証明書 ※退職後直ちに再就業しないときは看護師等修学資金返還届
休業（療養、産休、育休）したとき	・看護師等修学資金返還猶予申請書（第１６号様式） ・猶予を受けようとする理由を証明する書類（診断書、育児休業承認書など）

○その他の手続き

主な事由	**主な必要な書類**
借受人又は連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき	・身上等変更届（第１１号様式） ・連帯保証人氏名等変更届（第１３号様式）
連帯保証人の変更があったとき	・連帯保証人変更届（第１２号様式） ・変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書 ・保証書（第３号様式）
借受人が死亡したとき	・死亡届（第１５号様式） ・死亡診断書または戸籍抄本

☆各申請書・届出書の修正は二重線で訂正の上、訂正印を押してください（修正液、修正テープは使用不可）。
☆印鑑は必ず朱肉使用のものを押印してください（シャチハタ等ゴム印は無効です）。

看護師等修学資金のことで不明な点、相談したいことがありましたら、下記までご連絡ください。就学、就業途中で変更がある場合は必ずご連絡ください。

【申請・お問い合わせ窓口】
〒294-0813
南房総市谷向１１６番地２（三芳保健福祉センター内）
南房総市保健福祉部健康推進課
電話　0470-36-1154
FAX　0470-29-7271
E-mail kenkosuishin@city.minamiboso.lg.jp

南房総市看護師等修学資金貸付制度ご利用の流れ

在学

貸付申請

必要書類全てを提出

貸し付け開始から終了まで、毎年現況を報告する必要があります。必要な書類の提出がなければ貸し付けの取消しや返還の対象となります。やむを得ず書類の提出が遅れる場合は必ず連絡してください。

貸付決定

貸付開始

毎年指定の口座に振り込まれます

貸付期間満了（卒業）

直ちに看護師として就業！

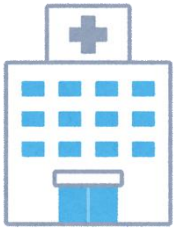

〇安房郡市内に就業
Ａ：市内または安房地域医療センターに就業
Ｂ：Ａ以外の安房郡市内に就業

返還猶予
貸付期間就業すること！

Ａ：返還免除

Ｂ：返還開始
（半額）

〇安房郡市外に就業

返還開始
（全額）

貸付期間以内で返還を終えて終了

Q&A

★　申請書、届出について

Ｑ１：現況報告書は毎年提出する必要がありますか。

Ａ１：返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年３月３１日現在の現況について、現況報告書（第２０号様式）を提出していただく必要があります。

Ｑ２：４月に就業先を変えていますが、現況報告書の提出はどのようにしたらよいですか。

Ａ２：就業先が変わったときには、現況報告書に加え、身上等変更届（第１１号様式）及び退職証明書と再就業先の就業証明書を提出してください。

Ｑ３：現況報告書を、返還の債務を負うことがなくなるまで提出すれば免除になるのでしょうか。

Ａ３：看護師等修学資金返還免除申請書（第１８号様式）の提出が必要となります。また、現況報告書及び就業証明書を提出してください。

Ｑ４：就業時に住所が変わりましたが、現況報告書に新住所を記載すれば、新しい住所が登録されますか。

Ａ４：現況報告書に新しい住所が記載されただけでは、住所変更の手続きはできません。各届出、申請の際に住所の変更があった場合は、身上等変更届（第１１号様式）も一緒に提出してください。

Ｑ５：連帯保証人のうち１名が亡くなりました。手続きはどのようにすればよいですか。

Ａ５：連帯保証人変更届（第１２号様式）保証書（第３号様式）を提出し、新連帯保証人を届け出てください。この場合は、連帯保証人変更届には新連帯保証人の実印を押印し、印鑑登録証明書も添付してください。

Ｑ６：連帯保証人２名は両親でよいですか。

Ａ６：申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち１名は親権者または、後見人としてください。もう１名は独立して生計を営む成年者としてください。申請者が成年の場合も１名を親権者又は後見人とすることができます。

Ｑ７：いろいろな手続きを忘れてしまったらどうなりますか。

Ａ７：必ず手続きを行ってください。個々人の状況により提出すべき書類が異なりますが、これらは全て条例、規則に基づき、その都度提出していただくものです。万が一書類の提出ができない等やむを得ない事情がある場は、必ず市へ連絡してください。手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や、返還となりますので、忘れずに提出してください。主な手続きはしおりのＰ３「申請・届出に必要な書類一覧」をご参照ください。

★返還猶予・その他について

Q8：看護学校卒業後、英会話学校に進学し、その後、市内で看護職として就職したいと考えています。この場合は、猶予として認められますか。

A8：認められません。養成施設を卒業し免許を取得した後、直ちに安房郡市内において、貸付期間相当継続して業務に従事することが必要です。

Q9：デイサービスセンターに就職しましたが、猶予として認められますか。

A9：認められません。安房郡市内の医療機関に就業した場合に限りますので、デイサービスセンターや老人ホーム（有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等）は対象外となり、貸付金の返還をしていただくことになります。

Q10：市内医療機関に看護職のパートとして就業しましたが、猶予されますか。

A10：猶予できません。正規職員として就業した場合に限ります。

Q11：結婚で退職するとき、妊娠して退職するときは、どのような手続きになりますか。

A11：結婚や妊娠で退職するときは、返還となります。看護師等修学資金返還届を提出してください。なお、業務従事の継続性を中断しないものとし、やむを得ない事由（災害、疾病、育児休業等）により、継続して看護師等の業務に従事できない場合は事前にご連絡ください。

★返還について　（一部返還・全額返還）

Q12：修学資金を３年間借りる予定です。免許取得後市内医療機関に就職し、病気等で休職した後に復職した場合、全額免除されるためには休職期間を除いて３年間就業すればよいですか。

A12：休職期間は免除のための従事期間から除外されるため、休職期間を除いて３年間業務に従事する必要があります。疾病、育児休業等その他やむを得ない事由により業務に従事できない期間は、従事期間に算入できません。必ずご相談ください。

Q13：貸付金の返還をすることになりました。支払方法を教えてください。

A13：市からお送りする振込用紙（納入通知書）を用いて、振込用紙に記載のある金融機関等で納付してください。毎月定額で返還する月賦均等返還となります。繰り上げて返還することも可能ですので直接ご連絡ください。口座からの自動引き落としはできません。

Q14：卒業後安房郡市外に就職し、返還中に市内に就職する事になった場合、残額について免除になりますか。

A14：免除となりません。養成施設を卒業し免許を取得した後、直ちに安房郡市内において、貸付期間相当継続して業務に従事することが必要です。

Q15：月賦返還をしていましたが、現在就業していないため収入がありません。毎月の返還額を少なくしてもらえませんか。

A15：返還決定後は、繰り上げ返済を除き原則として返還方法の変更は認められません。市に相談してください。

Q16：修学資金の返還を滞納した場合はどうなりますか。

A16：滞納したときは、督促、催告を行います。それでも支払が無い場合は、連帯保証人への請求や法的な措置を行います。